

令和3年5月13日

保護者様

鹿島市 P T A 連 合 会 会 長 長 友 篤 志
鹿島市教育委員会 教育長 中村 和彦
明倫小学校 P T A 会 長 白 川 竜 二

子どもたちのための働き方改革を推進するための P T A による学校支援について（依頼）

日ごろより P T A 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

社会全体で働き方改革が進んできている中、学校では教職員の過重な勤務実態が明らかになり、文部科学省はもとより各自治体・学校において、働き方改革が進められています。

また、各自治体において、「月 4 5 時間、年間 3 6 0 時間」の時間外勤務上限が法令で定められ、それを遵守することとなりました。

そのような中、県 P T A 連合会は、昨年度、市町教育委員会と連携し、教職員の働き方改革について学校の業務の見直しのため積極的に活動することや、学校と連携し、教職員の業務の軽減に関する具体策を話し合い実行に移すことなどを内容とする「子どもたちのための働き方改革決議」を採択しました。

そこで、鹿島市 P T A 連合会としても、県教育委員会、鹿島市教育委員会及び鹿島市小中学校校長会と連携を図り、「教職員の働き方改革」を進めて教職員の負担を軽減し、教職員の本来の業務である授業づくりや児童生徒の指導に専念できる環境を整えていきたいと思っております。

つきましては、昨年度もお願いをいたしましたが、各単 P においては、下記の取組事項について、会員の皆様に周知するとともに、理解の醸成に向け、積極的な活動をお願いいたします。

なお、鹿島市教育委員会としては、教職員の働き方改革を進め、教職員の負担軽減の実現に努めて参ります。

記

- (1) 適切な登校時間を守らせるため、朝 7 時 3 0 分以前の登校は控えること。
- (2) 時間外（小学校は 1 8 時から翌朝 7 時 3 0 分まで、中学校は 1 8 時又は部活動終了 3 0 分後から翌朝 7 時 3 0 分まで）には、緊急の場合を除き、学校や教職員へ電話をしないこと。